

事業主様をはじめとした皆様へご回覧ください 健康保険委員だより

小矢部川



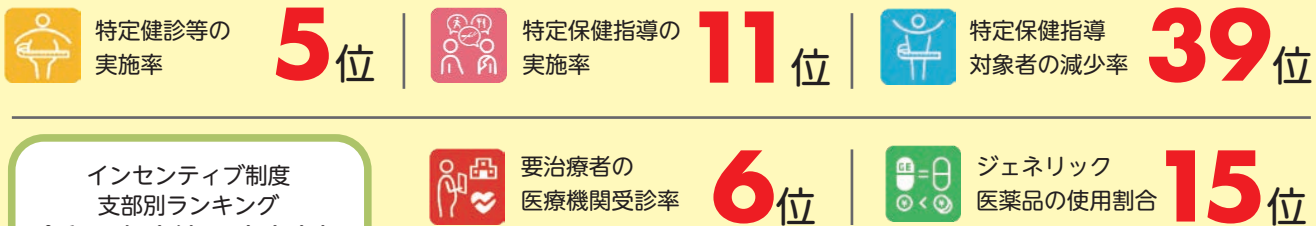
インセンティブ制度とは？

協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの『健康保険料率』に反映させるものです。
すべての加入者及び事業主の皆様の健康への取組が医療費適正化につながります。協会けんぽも皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、一緒に取り組んでいきましょう。
※令和5年度の結果が令和7年度の保険料率に反映されます。

インセンティブ制度についての詳細はこちら



5つの評価指標ごとの令和5年度取組結果



インセンティブ制度
支部別ランキング
令和5年度結果 富山支部

全国 **第9** 位
(令和4年度：第12位)

富山支部の令和7年度保険料率への影響

本来の見込み 9.68% → **9.65%**
インセンティブ付与により約0.03%引下げ

事業主様へのお願い

従業員の皆様が健康で働き続けるためにも、
健康保持・増進を個人の意思や努力に任せず、
事業所全体で健康づくりに取り組める環境を整えるなど、引き続きご協力をお願いします。

4月納付分 令和7年3月分からの
保険料率のお知らせ

富山支部の健康保険料率

9.62% → **9.65%**

全国一律の介護保険料率

1.60% → **1.59%**

インセンティブ制度による減算があったものの、令和6年度(9.62%)よりも健康保険料率は引き上げとなりました。

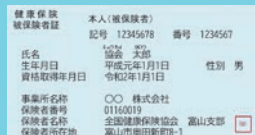
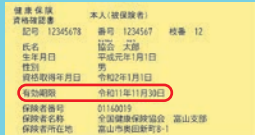
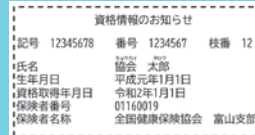
※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

お問い合わせは 企画総務グループ 076-431-6155 音声ガイダンス④まで

事業主様へ 資格を喪失される方の 「保険証等の回収と返却」をお願いします

被保険者もしくは被扶養者の資格を喪失された時(退職等)は、保険証・資格確認書の回収と返却にご協力をお願いします。

▶保険証等の返却のポイント

		保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ
				
有効期限		令和7年12月1日 (経過措置期間終了まで)	券面に記載された日 (発行から最長5年)	なし
資格喪失時の 返却方法	有効期限 前	「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」と併せて、 日本年金機構に返却		返却不要 (自己廃棄可能)
	有効期限 後	返却不要 (自己廃棄可能)		

▶資格喪失時の保険証等の返却の流れ

退職時は速やかに
保険証等を回収

5日
以内

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」と**保険証等**を併せて、日本年金機構(金沢広域事務センターまたは管轄の年金事務所)へ返却
ご家族の保険証等も併せてご返却ください



資格喪失時のお手続きにつきましては、日本年金機構にお問い合わせください



在職時の
保険証等が使用できるのは、
退職日までです。

※資格喪失日以降、それまで使用していた保険証等は使用できません。誤って使用した場合は、**後日医療費(総医療費の7～8割)を返還していただくことになります。**(後日、協会けんぽより請求)
※ご家族が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日から保険証等は使えません。

☎ 資格確認書や資格情報のお知らせに関するお問い合わせは 業務グループ 076-431-6155 音声ガイダンス①まで

LINE公式アカウントを始めました！

みなさまへ、よりタイムリーに情報をお届けし、手軽にご覧いただけるよう、LINE公式アカウントを始めました。
右の二次元コードを読み取って、ぜひ友だち追加してください。
※LINEアカウントをお持ちでない場合、ご利用いただくにはLINEアカウント登録が必要です。



協会けんぽ富山
LINE公式アカウント
@kenpo_toyama

配信内容等、
LINE公式アカウント
の詳細はこちら



引き続き、メールマガジンの会員も募集しています！
メールマガジンの詳細はこちら



☎ お問い合わせは 企画総務グループ 076-431-6155 音声ガイダンス④まで

発行元



全国健康保険協会 富山支部
協会けんぽ

〒930-8561 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

電話 076-431-6155(代表)

受付時間 8:30～17:15まで(土・日・祝・年末年始を除く)

協会けんぽ 富山

- 健康保険の給付・任意継続に関すること
- 健診や保健指導・健康企業宣言に関すること
- レセプトや第三者行為に関すること
- 健康保険委員や広報など上記以外のこと

- 業務グループ
- 保健グループ
- レセプトグループ
- 企画総務グループ

- 音声ガイダンス①
- 音声ガイダンス②
- 音声ガイダンス③
- 音声ガイダンス④

スマホやパソコンで気軽に楽しんでいる健康情報を配信中！
季節の健康情報やお役立ち情報をお届け！

LINE



メルマガ



健診から始める

健康づくりサイクル

令和7年度健康診断のご案内をお送りします

健診の受診

健康状態を確認するために
健診を毎年受けましょう！

ご本人の健康診断
(被保険者)

発送物 生活習慣病予防健診対象者一覧
送付先 事業所宛 発送時期 3月下旬
対象者 35歳～74歳の被保険者

受診の流れ

STEP1
健診機関に予約する

STEP2
健診を受診する*

※保険資格の確認方法は健診機関により異なるため、詳細は受診予定の健診機関へお問い合わせください

生活習慣病予防健診がおすすめです！

- 協会けんぽの補助により、自己負担額**5,282円(最高)**で受診いただけます！
- メタボリックシンドロームとともに**5大がん(肺・胃・大腸・子宮・乳房)**までカバー！

付加健診

対象者

40歳・45歳・50歳・55歳
60歳・65歳・70歳

- 生活習慣病予防健診と一緒に受診いただく健診です。(付加健診単独での受診はできません。)
- 腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査が含まれています。
- 協会けんぽの費用補助により、自己負担額2,689円(最高)で受診いただけます。
- 対象者は令和7年4月2日～令和8年4月1日に対象年齢に達する被保険者となります。

ご家族の健康診断
(被扶養者)

発送物 特定健診受診券
送付先 被保険者ご自宅宛
発送時期 4月上旬
対象者 40歳～74歳の被扶養者

受診の流れ

STEP1
受診券*を受け取る

STEP2
健診機関に予約する

STEP3
健診を受診する

※受診券がお手元に届かない場合は、支部にお問い合わせください。

市区町村のがん検診もあわせて受診することをお勧めします。

健康づくりサイクル

協会けんぽのサポートを活用して、健康状態を確認・改善・維持しましょう！健康づくりサイクルをまわして、元気で健康的な暮らしを続けましょう！

健康づくりサイクルに関する詳細はこちら



日々の健康づくり

日々の健康づくりも忘れずに！



適度な運動



バランスのいい食事



禁煙等

健診後の行動

健診結果に応じて行動し、健康状態を改善！

生活習慣の改善が必要と判断されたら

→ 特定保健指導を利用しましょう。保健師・管理栄養士等が寄り添ってサポートします。

医療機関への受診が必要と判断されたら

→ 自覚症状がなくても医療機関へ**早期に受診してください**



お問い合わせは 保健グループ **076-431-6155 音声ガイダンス②**まで

ご退職後の健康保険について

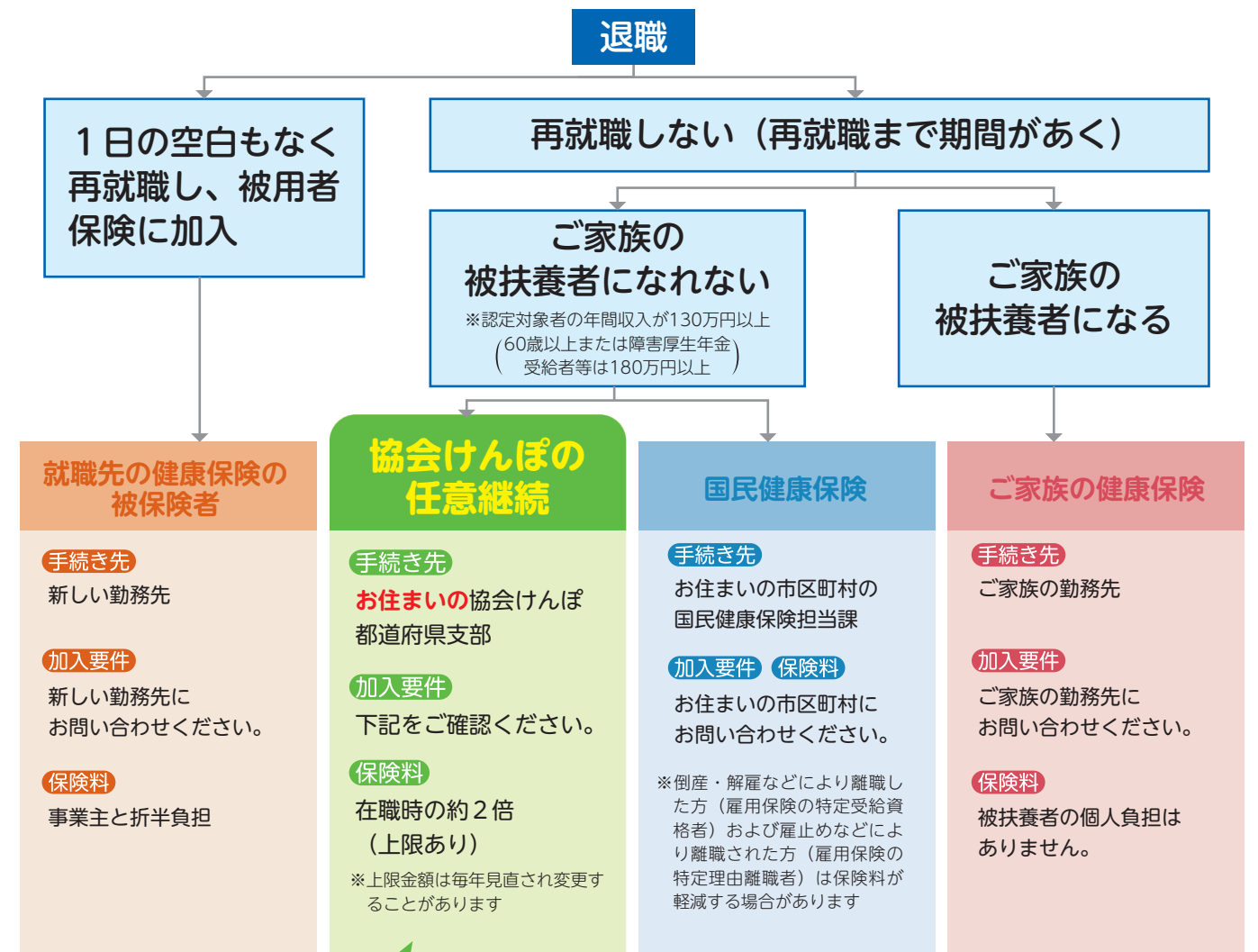
公的医療保険制度には、主に会社員等が加入する**被用者保険**、自営業者等が加入する**国民健康保険**、75歳以上の方が加入する**後期高齢者医療制度***1があります。日本国内に住所があれば、いずれかの公的医療保険制度への加入が義務づけられています。

ご退職後は、**再就職し、被用者保険に加入**する・**協会けんぽの任意継続に加入***2する(最長2年)・**国民健康保険に加入**する・**ご家族の健康保険の被扶養者になる**等の選択肢があり、いずれかへの加入手続きが必要となります。

※1 後期高齢者医療制度の加入者には、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けられた65歳以上75歳未満の方も含まれます。

※2 協会けんぽに加入されていた被保険者様が退職された場合

退職後の健康保険の加入手続き



協会けんぽの任意継続に加入する場合の加入要件

- 退職日までに**継続して2か月以上**の被保険者期間があること
- 退職日の翌日から**20日以内**に「任意継続被保険者資格取得申出書」を**お住まいの協会けんぽ都道府県支部**に提出すること

任意継続被保険者になった場合は、原則として、在職中と同様の保険給付が受けられます。ただし、傷病手当金と出産手当金は除きます。(給付金を受ける条件を満たしている場合を除く)また、在職中と同様の健康診断(生活習慣病予防健診)を受診することができません*。

※任意継続加入後1～2か月後に、健診未受診の場合に限り健診のご案内をお送りします。健診は1年度に1回限りです。ただし、1～4月に資格を取得された方は5月頃の発送となります。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。



任意継続に関する問い合わせは 業務グループ **076-431-6155 音声ガイダンス①**まで
健診に関する問い合わせは 保健グループ **076-431-6155 音声ガイダンス②**まで